

林業労働力対策事業実施要領

第1 趣旨

補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9条）及び林業労働力対策事業補助金交付要綱（平成2年7月25日付2林政第91号林務部長通知。以下「要綱」という。）に基づいて実施する補助事業は、別に定めのあるもののほか、この要領により実施する。

第2 定義

- 1 「支援センター」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき指定されている長野県林業労働力確保支援センターをいう。
- 2 「林業関係団体」とは、支援センター、森林組合連合会、森林整備法人又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）、造林業、育林業若しくは素材生産業を営む者等の林業関係者で組織する団体をいう。
- 3 「林業事業体」とは、県内で林業を行っている個人事業主、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等をいう。
- 4 「林業就業者」とは、山林用苗木の植栽、林木の保育・保護又は林木からの素材生産を行う者をいう。
- 5 「意欲と能力のある林業経営者」とは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表された民間事業者をいう。
- 6 「育成経営体」とは、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知3(2)）に基づき選定された育成経営体をいう。
- 7 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定により改善措置の計画の認定を受けた事業主をいう。

第3 事業の内容

- 1 この事業は、次の区分及び実施主体により実施する。

事業区分		補助事業者
区分	細目	
(1) 森林整備担い手育成確保総合対策事業	① 担い手確保対策事業	支援センター
	② 林業事業体支援事業	
	③ 支援センター推進事業	
(2) 高性能林業機械導入推進事業		支援センター
(3) 林業就労条件整備促進事業	① 林業労働者雇用条件整備事業	支援センター
	② 林業労働者健康増進事業	
(4) 林業労働災害防止対策事業	① 林業労働災害防止対策事業	林業・木材製造業労働災害防止協会 (以下「林災防」という。)長野県支部
	ア ゼロ災推進指導事業	
	イ 労働安全衛生対策セミナー実施事業	
	ウ 蜂毒災害防止講習会実施事業	
	エ 一人親方等特殊健診受診促進事業	
オ 安全管理指導専門家養成事業		
	② 林業安全指導体制強化対策事業	支援センター
(5) 信州の森林で働く人材確保推進事業	① 林業移住支援	支援センター
	② 新規学卒者林業移住支援	
	③ 林業キャリアスタート支援	
	④ 林業相談窓口	
	⑤ 事務経費	

(6) 林業労働力緊急確保対策事業	① 林業労働力緊急確保対策奨励事業	支援センター
	② 中途採用定着促進事業	
	③ 事務経費	
(7) 林業労働力活用促進対策事業	① 林業労働力マッチング支援事業	林業関係団体
	② 主伐・再造林条件整備事業	
(8) 多様な林業の担い手確保育成事業	① 新規就業者確保促進支援	支援センター
	ア 就業準備金	
	イ 兼業等受入れ支援	
	② 林業認知度向上対策	
	ア 安全福利厚生対策	
	イ 新規参入資格取得支援	
	③ 安全福利厚生対策	
	④ 事務経費	
⑤ 林業創業支援	林業事業者	

2 対象要件

補助事業者が対象とする者は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 次に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
 - イ 政治的な活動を目的とする団体
- (3) その他要領別紙に定める者であること。

3 事業の実施等

要領別紙1から要領別紙9までに定めるものとする。

第4 早期着手

1 事業主体は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき
- (2) 事業の実施に長期間を有するとき
- (3) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、別記様式15による林業労働力対策事業早期着手協議書に、第5第2項の事業内容、区分による事業計画書を付して知事に提出し協議する。

3 知事は、第2項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認めるときは、次の条件を付して別記様式16により同意する。

- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

第5 補助金交付の申請

1 補助事業者は、補助金の内示があったときは、速やかに別記様式1による林業労働力対策事業補助金交付申請書を知事に提出する。

ただし、補助事業者は、申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計欄に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して

申請するものとする。

なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。この場合において、補助事業者は、第 10 の規定による報告をするものとする。

- 2 要綱第 4 第 2 項に規定する関係書類のうち、収支予算書は別記様式 3、事業計画書は次表の区分による様式による。

事業区分	様式
森林整備担い手育成確保総合対策事業	別記様式 4-1 による
高性能林業機械導入推進事業	別記様式 4-2 による
林業就労条件整備促進事業	別記様式 4-3 による
林業労働災害防止対策事業（林業労働災害防止対策事業）	別記様式 4-4 による
林業労働災害防止対策事業（林業安全指導体制強化対策事業）	別記様式 4-5 による
信州の森林で働く人材確保推進事業	別記様式 4-6 による
林業労働力緊急確保対策事業	別記様式 4-7 による
林業労働力活用促進対策事業	別記様式 4-8 による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援除く）	別記様式 4-9 による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援）	別記様式 4-10 による

- 3 知事は、第 1 項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、別記様式 17 により、補助金の交付を決定するものとする。

第 6 事業の変更承認申請等

1 重要な変更

要綱第 5 第 1 項及び第 2 項の規定による申請は、次の各号に定める書類により行うものとし、添付する関係書類は第 5 第 2 項に準じる。

- (1) 補助金の変更を伴う変更
林業労働力対策事業変更交付申請書（別記様式 5）
- (2) 補助金の変更を伴わないもの
林業労働力対策事業変更承認申請書（別記様式 5）
- (3) 要綱第 5 第 1 項の事業細目の中止、廃止、又は要綱第 5 第 2 項の完了期限の延長
林業労働力対策事業（中止、完了期限延長）申請書（別記様式 7）

2 軽微な変更

要綱第 5 第 1 項及び第 2 項の重要な変更以外の軽微な変更は、別記様式 6 の林業労働力対策事業計画変更報告書により知事に報告する。

なお、補助金の減額を伴う変更をしようとするときは、前項第 1 号に準じて承認を受けることができる。

第 7 補助金交付申請の取下げ

要綱第 6 の林業労働力対策事業補助金交付申請取下書は、別記様式 8 による。

第 8 状況報告

要綱第 7 の状況報告は、別記様式 9 の林業労働力対策事業遂行状況報告書によるものとし、報告の時期は知事が別途通知する。

なお、高性能林業機械導入推進事業について、高性能林業機械購入の契約が完了したときは、補助事業者は速やかに別記様式 10 の林業労働力対策事業契約報告書を知事に提出する。

第 9 実績報告

- 1 要綱第 8 第 1 項の林業労働力対策事業実績報告書は、別記様式 2 による。

なお、要綱第 8 第 2 項に規定する関係書類のうち、収支精算書は別記様式 3、事業実績書は第 5 第 2 項の表の事業区分ごとに定めた様式による。

- 2 知事は、前項の書類の提出があったときは、調査員を指定するものとする。
- 3 調査員は、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿
 - (3) 契約、支払い関係書類
 - (4) その他必要と認められる書類
- 4 調査員は、前項の調査を行ったときは、調書を作成し、知事に報告する。
- 5 知事は、第3項の調査結果が適当と認められたときは、別記様式19により補助金の額の確定を行う。

第10 消費税仕入控除税額の報告

- 1 第5第1項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 2 第5第1項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式20）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

第11 補助金交付の請求

要綱第9の林業労働力対策事業補助金交付（概算払）請求書は別記様式11による。

なお、概算払いの請求額は、必要に応じて補助金相当額の全額とすることができるものとする。

ただし、高性能林業機械導入推進事業については、事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては交付決定額の50パーセント以内の額、事業の出来高が60パーセント以上の場合にあっては出来高に対応する補助金相当額の90パーセント以内の額とする。また、多様な林業の担い手確保育成事業のうち、林業創業支援については、概算払いはできないものとする。

第12 財産処分

- 1 要綱第10第1項の林業労働力対策事業補助金財産処分承認申請書は、別記様式12による。
- 2 補助事業者は、前項の申請について知事から承認を受け財産を処分したときは、別記様式13による林業労働力対策事業補助金財産処分報告書を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の報告に基づき補助金の返還が必要なときは、その返還を命じる。

第13 機械施設等の管理

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械施設等を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に即し効率的かつ安全確保に配慮した運用を

図る。

- 2 補助事業者は、機械施設ごとに管理規定を定めて、適正な管理運営を行うとともに、管理の現状を明確にするための資産台帳、利用状況を明確にするための使用日誌及び利用実績表等を整備する。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得した機械施設等に事業名及び補助事業者名を表示する。

第14 災害報告

- 1 補助事業者は、天災その他の事故により補助事業により取得した機械施設等が被災にあったときは、遅滞なく知事に報告する。
- 2 補助事業者は、被災を受けた機械施設等を「農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）等により復旧の措置を講じる。

第15 高性能林業機械導入の達成状況報告等

補助事業者は、事業計画における目標値の達成状況について、別に定める高性能林業機械導入推進事業実施要領第19に定めるものを準用するものとする。また、提出については、林業労働力対策事業達成状況報告（別記様式14）により知事に提出する。

附 則

（適用期日）

- 1 この要領は、令和2年度の補助金から適用する。

（適用期日）

- 1 この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

（適用期日）

- 1 この要領は、令和6年度の補助金から適用する。

多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援）

第1 事業の内容等

多様な林業の担い手確保育成事業のうち、林業創業支援における事業内容及び補助対象経費等は次のとおりとする。

1 林業創業支援

(1) 事業内容

県は、以下の第1の1(2)に定める要件を満たす事業主体の申請に基づき、別途定める手続きにより、林業創業支援金を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 事業主体

市町村、新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体（地域の実情に応じた3名以上の者で組織する団体）又は、林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者

ただし、「新たに造林事業を開始する者」とは当該補助事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年度間）に造林事業（地拵、植付、下刈等）を実施する林業事業体を立ち上げた者とし、開業届、登記等により新たに造林事業を開始したことが証明できる林業事業体とする。

(3) 採択基準

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 事業実施にあたり必要な資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））を取得している又は取得する予定であること。
- イ 毎年安定的に森林の整備（新たに造林事業を開始する者にあつては、植栽、保育）を行う計画があり、かつ将来的にわたり森林の整備を担う意思を有すること。
- ウ 林業労働安全衛生に関する研修を事業実施年度内に1回以上開催又は受講すること。
- エ 資機材の規模、性能等は、将来にわたり森林の整備を継続していくなど、受益範囲、利用計画の内容等からみて適切なものとする。
- オ 林業者等の組織する団体及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者にあつては、過去3年連続で本メニューによる補助を受けていないこと。

(4) 補助対象経費、補助率及び補助上限

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 補助対象経費

技術の習得・安全衛生研修費、資機材整備費（レンタル経費を含む）、事業立ち上げの際に必要なサポート等に係る外部委託費等

イ 補助率

補助対象経費の2分の1以内

ウ 補助上限

(ア) 上限額は、1事業体当たり200万円とする。

(イ) 補助回数は、1事業体当たり3回までとする。

ただし、同一年度内における補助回数は1回のみとする。

(5) 交付の条件

次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- ア 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること。
- イ 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(6) 細則

ア 実施計画

事業実施主体は、将来的に森林経営計画を策定することなどを念頭において、次に掲げる事項等を記載した実施計画書を作成するものとする。

- (ア) 事業実施主体の名称および所在地、所属員の氏名、住所
- (イ) 事業を行う森林の所在地
- (ウ) 事業の実施スケジュール（研修等の名称および内容、資格取得者数や売上額又は素材生産量の見込み等を含む。）
- (エ) 計画図

イ 補助対象となる資機材の例

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）